

Q

入院することになり、医療費が高額になりそうです。
医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額まで
となる方法がありますか?

A

2つの方法があります。

方法①マイナ保険証を利用する



医療機関(※)の窓口でマイナ保険証(健康保険証利用登録を
行ったマイナンバーカード)を使用して受付してください。

(※) オンライン資格確認を導入している医療機関に限ります。

方法②限度額適用認定証を利用する

オンライン資格確認を導入していない医療機関で受診される
場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない
場合は、「限度額適用認定証」を保険証(または資格確認書)
と併せて医療機関の窓口で提示してください。



一部の方は**高齢受給者証**が限度額適用認定証の代わりになります!

以下①~③を全て満たす方は、限度額適用認定証が発行されないため、ご申請いただく必要ございません。

- ① 70歳以上75歳未満
- ② 「被保険者の住民税」が課税の方
- ③ 高齢受給者証の負担割合が2割の方 又は 「被保険者の標準報酬月額」が83万以上

✓ そもそも限度額適用認定証が必要な理由は?

同月内の医療費(保険診療)が**自己負担限度額[※]**を超えた場合に、**高額療養費の申請**をすれば超えた分があとから払い戻されます



しかし



高額療養費は
払い戻しに時間がかかり、手続きが大変!
・払い戻しまで診療月から**約4か月**かかります
・1か月ごとに1枚申請書の提出が必要

※自己負担限度額はここで確認



でも



マイナ保険証なら
マイナンバーカードを健康保険証として利用登録し・・・
↓
マイナ保険証を使用して受診するのみ

でも



限度額適用認定証なら
保険証と一緒に病院(調剤薬局)で提示するのみ
・山梨支部で申請書を受付後、**1週間~10日間**でご自宅に到着
・最長1年間有効

入院や日帰り手術、抗がん剤治療などの
高額な医療費のかかる通院、調剤でもご利用いただけます。

